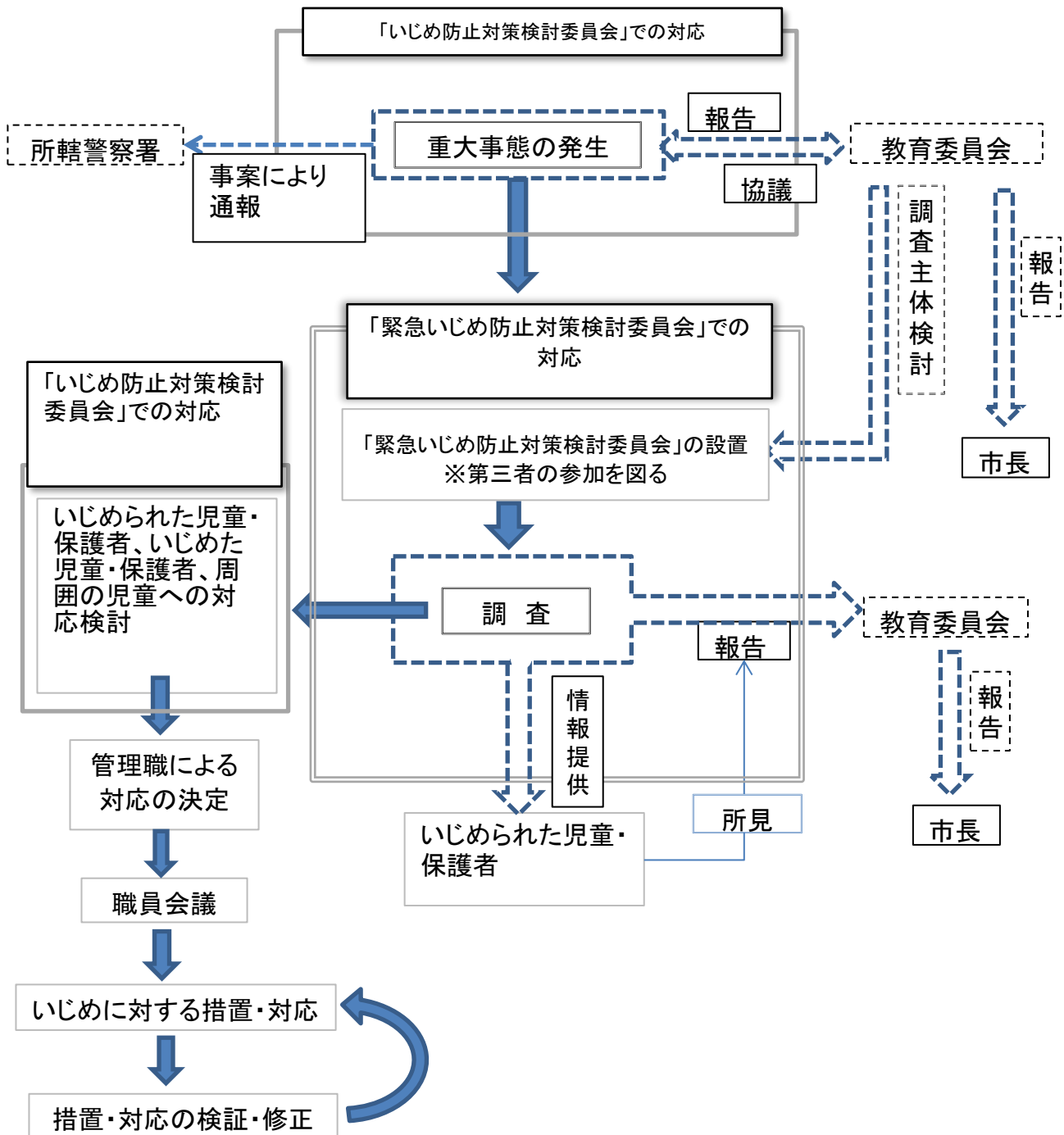


○ いじめ事案への対応フロー図ー②



- ※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う